

# 北栄町交通安全対策協議会

日時 令和5年6月26日(月) 午後1時30分  
場所 大栄農村環境改善センター 2階 大会議室

## 日程

1 開 会

2 あいさつ

3 令和4年の交通事故概要について

4 議 題

(1) 令和5年度北栄町交通安全町民運動について

(2) 運動への取り組みについて

(3) 役員改選について

5 そ の 他

- ・北栄町タクシー利用料助成券のご案内(資料31㊦～)
- ・児童の自転車用ヘルメット購入費補助のご案内(資料33㊦)

6 閉 会

## 北栄町交通安全対策協議会設置要綱

### (設置)

第1条 交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)に基づき、町内における交通の円滑と交通事故防止に関する諸問題について連絡協議し、その対策を推進するため、北栄町交通安全対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

### (組織)

第2条 協議会は、北栄町、北栄町議会、北栄町教育委員会、倉吉警察署、北栄町商工会、交通安全協会関係者、社会教育団体並びに学識経験者、その他必要に応じて各界代表者をもって構成する。

### (所掌事務)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 交通事故防止思想の普及徹底
- (2) 交通事故防止対策についての調査研究
- (3) 交通標識、交通方式等につき関係機関への建議
- (4) 車両運転者、児童生徒等に対する指導、協力の要請
- (5) 関係機関との連絡提携
- (6) その他の交通事故防止対策上必要な事項

### (役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 2名
- 2 役員は会員の互選による。ただし、会長は町長が当たる。
- 3 会長が必要と認めるときは顧問を若干名置くことができる。

### (役員の仕事)

第5条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときはその職務を代行する。

### (役員の仕事)

第6条 役員の仕事は2か年とし、再任を妨げない。ただし補欠により選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第7条 会議は協議会とし、会長が招集し、議長となる。協議会は、年1回定期に開くほか、必要により臨時会を開くことができる。

- 2 会長が必要と認めたときは、協議会に学識経験者、関係機関及び団体の代表者の参加を求めて意見を聞くことができる。

### (部会)

第8条 会長が必要と認めたときは、特殊案件又は専門的事項を審議するため協議会に部会を設けることができる。

- 2 部会の構成員は、会長がそのつど指名する。

### (経費)

第9条 協議会の運営に必要な経費は、町予算をもって充てる。

### (補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は会長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

北栄町交通安全対策協議会委員名簿

役 職 名	氏 名
倉吉警察署長	山 本 明 義
北条駐在所警察官	石 賀 浩 明
北条駐在所警察官	長 砂 駿 史
由良駐在所警察官	田 中 大 道
瀬戸駐在所警察官	西 川 裕 介
交通安全協会北栄支部長	磯 江 悦 志
交通安全協会北栄支部女性部長	野 嶋 恵 美 子
安全運転運行管理者協議会 北条支部長	小 椋 知 章
安全運転運行管理者協議会 大栄支部長	和 田 見 豊
交通安全指導員連絡協議会会長	福 光 壽 昭
農業委員会会長	永 田 恭 彦
自治会長会交通安全対策協議会委員	綾 女 憲 昭
商工会長	山 崎 稔
女性団体連絡協議会会長	勝 田 初 美
老人クラブ連合会会長	田 中 陽 子
北条小学校校長	平 井 尚
北条小学校 PTA 会長	門 脇 友 美
北条中学校校長	萬 章 夫
北条中学校 PTA 会長	佐 伯 勉
大栄小学校校長	小 田 信 之
大栄小学校 PTA 会長	井 川 裕 太
大栄中学校校長	山 下 有 司
大栄中学校 PTA 会長	中 村 康 博
鳥取中央育英校校長	檜 佳 憲
北栄町議会総務副委員長	奥 田 伸 行
町長	手 嶋 俊 樹
教育長	笠 見 隆 志
地域整備課長	手 嶋 寿 征
北条こども園園長	小 野 塚 奈 津 子
大誠こども園園長	澤 村 美 穂
由良こども園園長	竹 本 幸 子
大谷こども園園長	松 岡 幸 子
栄保育所所長	石 井 路 代
北条みどりこども園園長	松 本 八 千 代

(敬称略)

### 3 交通事故概要について

(令和4年1月1日～令和4年12月31日)

#### 1. 鳥取県内の交通事故状況

発生状況(人身事故)

区分	発生件数	死者数	負傷者数
令和4年	598	14	691
令和3年	618	19	694
増減	△20	△5	△3

#### 2. 倉吉警察署管内の交通事故状況

(1) 発生状況(人身事故)

区分	発生件数	死者数	負傷者数
令和4年	122	1	141
令和3年	107	3	123
増減	15	△2	18

(2) 自治体別(人身事故)

区分	発生件数	増	減	区分	発生件数	増	減
倉吉市	71	+14		三朝町	3		-3
湯梨浜町	24	+4		北栄町	28		+4

(3) 交通死亡事故発生状況(管内)

日時	発生場所	当事者A	当事者B	状況
8月8日(月) 午後2時35分頃	東伯郡北栄町東園地内国道9号	普通乗用車	軽乗用自動車 【死亡】	車両同士の衝突

出典：鳥取県警察交通事故発生状況データ (<http://www.pref.tottori.lg.jp/44705.htm>)

## 4 議題

### (1) 令和5年度北栄町交通安全町民運動について

#### ① 目的

この運動は、鳥取県支え愛交通安全条例の基本理念に基づき、町民一人一人に交通安全意識を普及し、交通安全思想の高揚を図るとともに、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践することにより、悲惨な交通事故の防止を図ることを目的とする。

#### ② 期間

令和6年3月31日（日）まで

#### ③ 主唱

北栄町交通安全対策協議会

会長 北栄町長 手嶋 俊樹

#### ④ 運動のスローガン

ゆとり持つ 時間に気持ちに 車間距離

#### ⑤ 運動の重点

- ・ 子ども、高齢者及び障がい者の交通事故防止（特にチャイルドシートの正しい使用と全ての座席のシートベルト着用の徹底）
- ・ 自転車等の安全利用の推進（特に乗車時のヘルメット着用推進）
- ・ 夕暮れ時と夜間の交通事故防止
- ・ 歩行者の安全の確保（特に横断歩道における歩行者保護の徹底）
- ・ 飲酒運転等悪質・危険な運転の根絶

⑥ 各種運動等の推進

1) 年間を通じて実践する運動

運 動 名	期 間
鳥取県交通マナーアップ運動	4月1日(土)～3月31日(日) ※【強化期間】2月、毎月1日・15日
夕暮れ時の早期点灯運動	4月1日(土)～3月31日(日)
チャイルドシート使用向上推進運動	4月1日(土)～3月31日(日)
横断歩道ストップキャンペーン	4月1日(土)～3月31日(日)

2) 期間を定めて実施する運動（各期の交通安全運動）

運 動 名	期 間	備考
春の全国交通安全運動	5月11日(木)～5月20日(土)	別に定められる内閣府・鳥取県交通対策協議会の実施要綱により実施
夏の交通安全県民運動	7月10日(月)～7月19日(水)	
秋の全国交通安全運動	9月21日(木)～9月30日(土)	
年末の交通安全県民運動	12月11日(月)～12月20日(水)	

3) 期間を定めて実施する運動（目的別運動）

運 動 名	期 間
自転車の安全利用推進運動	5月1日(月)～5月31日(水)
飲酒運転根絶！意識改革推進運動	4月上旬～5月中旬、8月中、 12月中旬～1月中旬
子ども、高齢者及び障がい者への思いやり 運転推進運動	4月1日(土)～4月30日(日) 9月1日(金)～9月30日(土)

4) 交通安全日

名 称	実 施 日
交通安全にみんなで参加する日	毎月1日・15日
交通事故死ゼロを目指す日	5月20日(土)、9月30日(土)

5) 交通死亡事故多発時の緊急対策

名 称	期 間
交通死亡事故多発警報	警報発令日からおおむね10日間

## (2) 運動への取り組みについて

### ●運動の重点を受け、各期交通安全運動で重点項目設定

- ①子ども、高齢者及び障がい者の交通事故防止（特にチャイルドシートの正しい使用とすべての座席のシートベルト着用の徹底）（資料9㉮～）
  - ・交通安全講習会の実施、交通安全の指導（関係団体、交通安全指導員、学校、こども園、保育所）
  - ・高齢者の訪問指導（警察、交通安全協会、交通安全指導員、自治会、町）
  - ・通学路点検を通じて交通機関箇所の把握と合同点検を実施（警察、学校、PTA、道路管理者、町）
  - ・子ども、高齢者及び障がい者への安全運転の励行と交通ルールの遵守、交通マナーの向上の呼びかけ
  
- ②自転車の安全利用の推進（特に乗車中のヘルメット着用促進）（資料11㉮～）
  - ・交通安全講習会の実施（自治会、学校、こども園、保育所）
  - ・「自転車損害賠償保険への加入」に関する情報提供、「自転車安全利用五則」「乗車用ヘルメットの着用」について広報啓発（警察、学校、町）
  - ・自転車利用者の交通安全意識の高揚を図る
  
- ③夕暮れ時と夜間の交通事故防止（資料13㉮～）
  - ・歩行者や自転車利用者に対して、反射材用品の着用の呼びかけ（交通安全協会、交通安全指導員、町）
  - ・運転者に対して、夕暮れ時の前照灯の早期点灯、夜間走行時のハイビームの活用呼びかけ（交通安全協会、交通安全指導員、町）
  
- ④歩行者の安全の確保（特に横断歩道における歩行者保護の徹底）（資料15㉮～）
  - ・横断歩道等における歩行者の優先義務の周知
  
- ⑤飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶（資料17㉮～）
  - ・飲酒の影響・飲酒習慣について正しい知識の普及（交通安全協会、交通安全指導員、町）
  - ・アルコール検知器を用いた運転者の酒気帯び有無の確認の徹底（安全運転運行管理者協議会等の事業所）
  - ・「ハンドルキーパー運動」の普及
  - ・運転中のスマートフォン等を使用しながらの「ながら運転」の危険性について周知

●年間を通じて実践する運動より

①鳥取県交通マナーアップ運動（資料 21 ㉮）

- ・各期の交通安全運動中の広報検問や街頭広報などでの呼びかけ
- ・「思いやり」「ゆずりあい」をテーマに交通マナーの指導や話し合い（学校、こども園、保育所）

②夕暮れ時の早期点灯運動（資料 22 ㉮）

- ・各期の交通安全運動中のパトロール・街頭広報での呼びかけ

③横断歩道ストップキャンペーン（資料 23 ㉮）

- ・通学路や街頭の横断歩道における交通安全指導、保護・誘導活動（学校、こども園、保育所）

④チャイルドシート使用向上推進運動（資料 24 ㉮）

- ・各期の交通安全運動中の広報検問での呼びかけ
- ・チャイルドシート使用の指導、使用に関する正しい知識の普及（学校、こども園、保育所）

●期間を定めて実施する運動

⑤高齢者、子ども及び障がい者への思いやり運転推進運動（資料 25 ㉮）

- ・社用車、公用車への「思いやり運転推進中」マグネットシート貼り付け
- ・交通安全運動期間中、高齢者戸別訪問を実施（年 1～2 回）、反射材等配布
- ・横断歩道付近での運転について注意事項呼びかけ（安全運転運行管理者協議会等の事業所）

⑥飲酒運転根絶！意識改革推進運動（資料 26 ㉮）

- ・夏、年末の交通安全運動期間中、広報車両によるパレード等の実施
- ・安全運転運行管理者による飲酒運転根絶のための職場環境づくり

⑦自転車の安全利用推進運動（資料 27 ㉮）

- ・交通安全運動期間中、街頭啓発の実施（北条中学校、大栄中学校、鳥取中央育英高等学校）
- ・学校、各自治会で開催される交通安全教室の講習項目として実施

●交通安全日（資料 28 ㉮～）

⑧「交通安全にみんなで参加する日」の実施

- ・交通安全指導員によるパトロール、告知放送を実施
- ・広報活動や講習会を通じ周知（関係団体）
- ・この日を利用し交通安全指導を強化（学校、こども園、保育所）

●交通死亡事故多発時の緊急対策（資料 30 ㉮～）

⑨交通死亡事故多発警報発令制度実施

- ・交通安全指導員によるパトロール、告知放送の実施
- ・のぼり旗の掲出、自治会放送の実施（自治会）



(3) 役員改選について

会長 1 名

副会長 2 名

前任 副会長

- ・交通安全協会北栄支部 支部長 磯江 悦志
- ・安全運転運行管理者協議会大栄支部 支部長 和田見 豊

5 その他

- ・北栄町タクシー利用料助成券のご案内（資料 31 頁～）
- ・児童の自転車用ヘルメット購入費補助のご案内（資料 33 頁）

## 1

## 子ども、高齢者及び障がい者の交通事故防止

(特にチャイルドシートの正しい使用と全ての座席のシートベルト着用の徹底)

## 推進目的

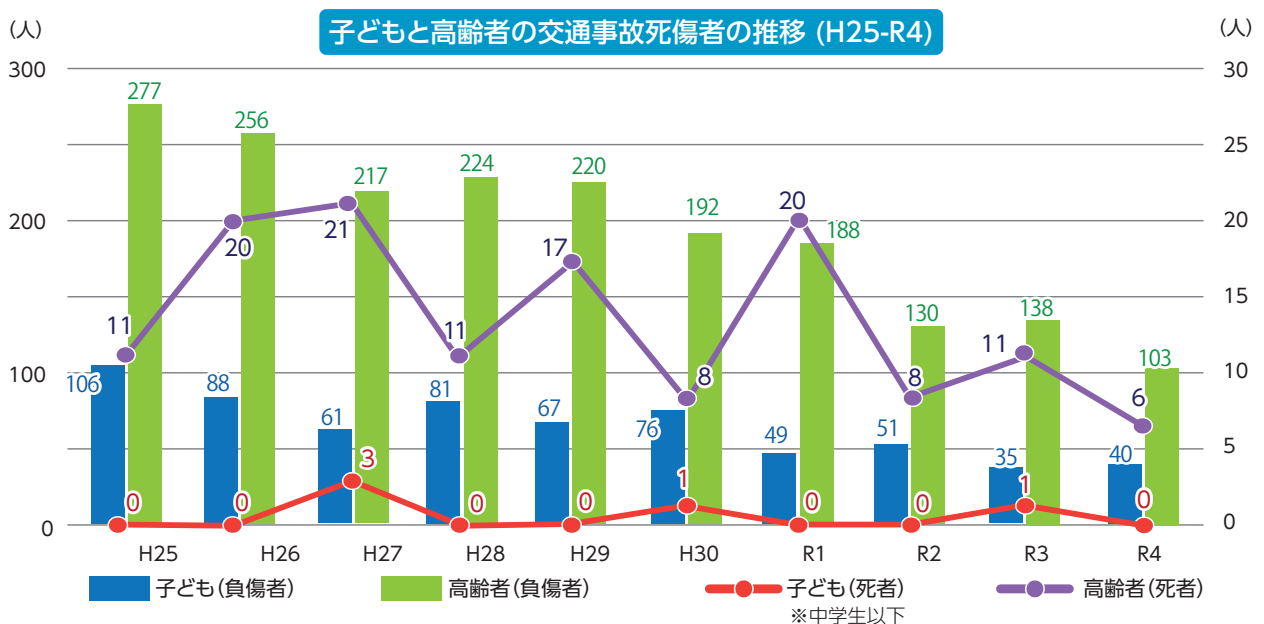
昨年の交通事故死者の総数は14人で、交通事故件数は平成17年から18年連続で減少し死者数は前年に比べ5人減少した。そのうち高齢者の死者数は6人と死者総数に占める割合は42.9%と高い割合となる。

鳥取県支え愛交通安全条例に基づき、子ども、高齢者及び障がい者を交通事故から守るため、高齢者の身体機能の変化に応じた交通安全教育の推進、通学路等、子どもが日常利用する道路での指導・見守り活動の推進、また、障がい者に対するそれぞれの特性に応じた配慮と道路環境に応じた誘導や介助を推進する。

一般運転者(高齢運転者を含む。)に対しては、高齢者、子ども及び障がい者への思いやり運転の実践、全ての座席におけるシートベルトの着用とチャイルドシートの使用等、交通ルールの遵守はもとより、交通マナーの向上を呼びかけ交通事故防止を図る。

推進主体	推進事項
一般運転者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢運転者標識(高齢者マーク)の表示車に対して、幅寄せ、急な進路変更や無理な追い越しなどせず、思いやり運転を心掛ける。</li> <li>● 全ての座席におけるシートベルトの着用とチャイルドシートの使用について必要性和着用効果を認識し、自ら正しくシートベルトを着用するとともに、全ての同乗者に正しく着用させ、また、子どもを同乗させるときは体格に合ったチャイルドシートを正しく取付けるなど、正しい着用を習慣付ける。</li> </ul>
高齢運転者 (一般運転者を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 70歳以上の運転者は「高齢者マーク」の表示に努める。</li> <li>● 参加・体験・実践型の交通安全講習や運転適性診断を積極的に受けるなど、身体機能の変化(認知機能の低下、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど)を認識し、自身の運転能力に応じた安全運転に努める。</li> <li>● 交通事故の防止及び被害軽減の効果が期待できる安全運転サポート車や後付けペダル踏み間違い時加速抑制装置の導入を検討する。</li> <li>● 一時停止や信号等の交通ルールを守り、標識や標示をよく見て安全運転に努めるとともに、体調が優れないときは運転を控える。</li> </ul>
子ども 高齢者 障がい者 (運転者以外)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 参加・体験・実践型の交通安全講習会等に参加し、高齢者自身が身体機能の変化を理解した交通行動を選択する。</li> <li>● 道路を横断する際には横断歩道を利用し、信号機のない横断歩道では運転者に手を上げる、手のひらを見せるなど横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始め、横断中も左右の安全を確認する。また、飛び出しや走行中の車の直前・直後の横断はしない。</li> </ul>
県 市 町 村 警 察 交通安全協会 関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 運転免許証の自主返納者への支援(高齢者等に対する公共交通機関の利用助成施策 P28～30参照)に関する情報提供や、衝突被害軽減及びペダル踏み間違い時加速抑制装置の搭載されたセーフティ・サポートカーS(通称:サポカーS)や後付けペダル踏み間違い時加速抑制装置の普及促進のための広報啓発活動を推進する。</li> <li>● 70歳以上の運転者に対する高齢者マークの使用促進と、高齢者マークを表示している車への「ゆずり合い・思いやり運転」の推進等を周知徹底する。</li> <li>● 高齢運転者を対象に、安全な運転に必要な知識と技能を再認識させる、参加・体験・実践型の交通安全講習を実施する。</li> </ul>

推進主体	推進事項
市 町 村 警 察 交 通 安 全 協 会 関 係 機 関 ・ 団 体	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 身体機能の変化等により、安全な運転に不安のある運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知及び利用促進と、運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発による自主返納を促進する。</li> <li>● 保育園等が行う園外活動の安全を確保するため、保育園等の周囲にキッズ・ゾーンの設定及びキッズ・ゾーン内における交通規制や安全施設の設置等の対策を検討する。</li> <li>● 全ての座席におけるシートベルトの着用とチャイルドシートの使用義務の周知徹底及びその必要性・効果に関する理解を促進するとともに、指導取締りの強化期間を設けるなどにより、指導取締りを推進する。</li> <li>● シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシート本体の確実な取付方法及びハーネス(肩ベルト)の締付け方等、正しい使用方法の周知を図る。</li> </ul>
道 路 管 理 者 ( 国 土 交 通 省 ・ ) ( 県 ・ 市 町 村 ) 警 察	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 通学路における合同点検の実施結果及び未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検結果並びに高齢者及び障がい者の行動特性等を踏まえた交通環境・安全施設の点検整備等に努める。</li> <li>● 生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するため、最高速度30km/hの区域規制である「ゾーン30」と、「スムーズ横断歩道」を始めとする物理的デバイス等の組み合わせによる「ゾーン30プラス」などの生活道路対策の取組を推進する</li> </ul>
家 地 庭 域	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子ども、高齢者及び障がい者が日常的に利用する道路(通学路含む)における安全対策と安全点検を実施する。</li> <li>● 通学路や街頭において子ども、高齢者及び障がい者に対する交通安全指導、保護・誘導活動を行う。</li> </ul>
幼 稚 園 ・ 保 育 園 学 校 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 関係機関・交通安全ボランティア団体等と連携して通学路の交通安全点検を実施するとともに、児童・生徒と保護者に対する交通安全教育と広報啓発を推進する。</li> <li>● 交通安全指導員やPTA等と協力して、通学路等での交通安全指導と交通ルールを身につけるための交通安全教育を推進する。</li> <li>● 保護者に対してチャイルドシートの使用義務を周知し、必要性、効果に関する理解を促進する。</li> </ul>
職 場	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 朝礼等を利用して、従業員に対して、子ども、高齢者及び障がい者に対する思いやり運転を呼び掛ける。</li> </ul>



## 2

### 自転車等の安全利用の推進 (特に乗車中のヘルメット着用促進)

#### 推進目的

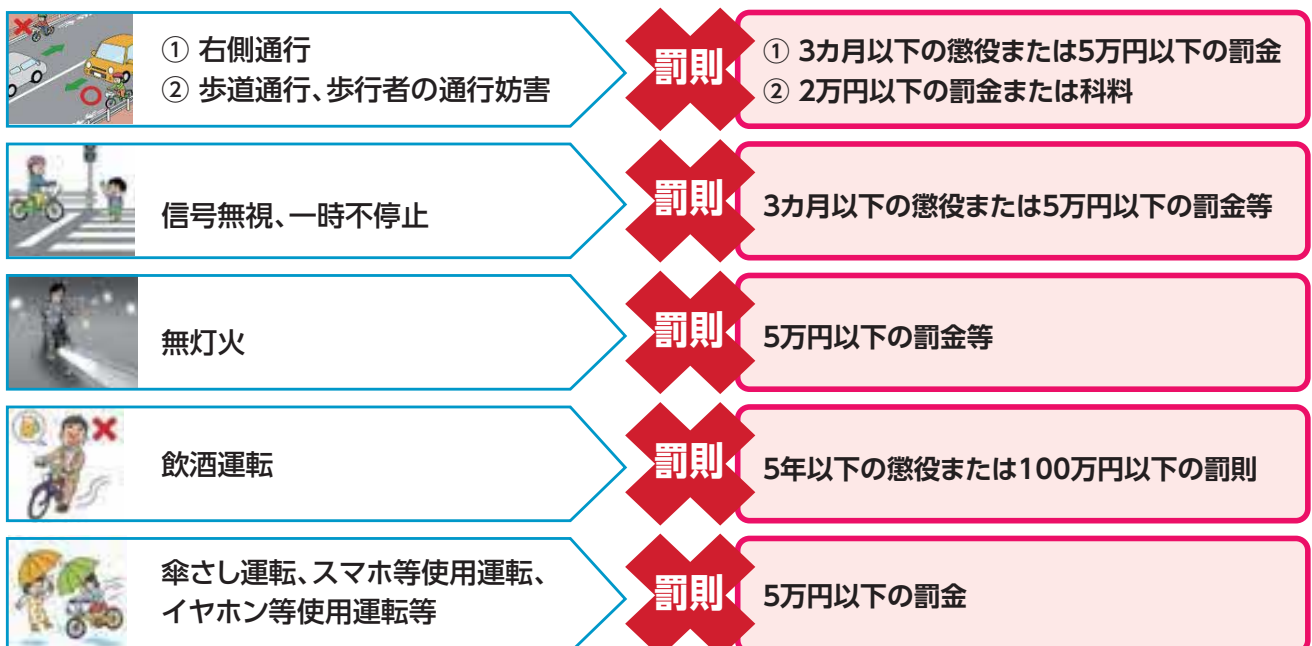
令和4年の自転車が関係する交通事故件数は90件(令和3年は84件)で前年より増加し、死者数は0人(令和3年は0人)であった。

自転車利用時の安全意識のさらなる向上を図るため、令和4年11月に改正された自転車安全利用五則の更なる周知と交通安全講習や街頭広報・指導を行う。乗車用ヘルメットの着用と自転車損害賠償保険等への加入、自転車利用者の交通ルールの遵守及び交通マナーの向上の促進に努め、自転車の交通事故防止を図る。

推進主体	推進事項
自転車等利用者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自転車は車両であることを認識し、車道は左側を通行し交差点での信号遵守や一時停止等、交通ルールを遵守して安全に利用する。</li> <li>● 自転車利用時の飲酒運転・二人乗り・傘さし運転等の禁止を徹底する。</li> <li>● スマートフォン等を使用した「ながら運転」やイヤホン等を装着した危険な運転はしない。</li> <li>● 交通事故による被害を軽減するためヘルメットを着用する。</li> <li>● 交通事故による損害を賠償するための保険、または共済(自転車損害賠償保険等)への加入に努める。</li> <li>● 自転車のブレーキやタイヤのチェックなどの定期的な点検整備に努め、T Sマークの貼付された安全な自転車の利用に努める。</li> <li>● 夜間は前照灯を点灯し、明るい服装や反射材用品を身につけ安全な速度で運転する。</li> <li>● 特定小型原動機付自転車(電動キックボード等で、最高速度が20km/h等のもの)に関する交通ルールを守る。(P11※1参照)</li> </ul>
県 市 町 村 警 察 交通安全協会 関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和4年11月に改正された「自転車安全利用五則」による自転車の交通ルールとマナー向上に向けた交通安全教育と広報啓発を推進する。</li> <li>● 自転車利用者の乗車用ヘルメット着用を強く推進する。</li> <li>● 自転車損害賠償保険等への加入促進を図る。</li> <li>● 自転車利用者を対象とする街頭指導、参加・体験・実践型の自転車教室等により交通ルールの周知や自転車の正しい乗り方等の指導を推進する。</li> <li>● 自転車は車両であり、信号遵守や一時停止、車道を通行する場合の左側通行、自転車乗用中のスマートフォン等を使用した「ながら運転」及びイヤホン等を装着した運転等に対する危険性や罰則について周知し、安全な利用を促す。</li> <li>● 特定小型原動機付自転車に関する交通ルールや講習制度等(交通反則通告制度及び放置違反金制度の対象。危険な違反行為を繰り返す者には講習の受講を命ずることとなる。)の周知に努める。</li> </ul>
道路管理者 (国土交通省・) (県・市町村)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 交差点、自転車道、歩道等における交通安全点検を促進し、自転車通行環境整備の推進を図る。</li> </ul>

推進主体	推進事項
警察	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 交差点やその周辺において、自転車利用者に対する安全な通行のための街頭指導を実施する。</li> <li>● 自転車利用者による飲酒運転、信号無視、無灯火運転、二人乗り運転、傘さし運転及びスマートフォン等を使用した「ながら運転」等や、特定小型原動機付自転車利用者に関する交通ルール違反に対する指導取締りを徹底する。</li> </ul>
家庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自転車利用者も交通事故の「加害者」になり得ることから、自転車事故の招く責任の重大さなどについて話し合い、自転車損害賠償保険等への加入を促進する。</li> <li>● 自転車利用時にはヘルメット着用し、子どもが自転車に乗るときや幼児用座席に乗せるときはヘルメットを着用する。</li> <li>● 自転車の危険な走行や迷惑行為の防止、正しい通行方法等について話し合い、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に努める。</li> <li>● 自転車の点検整備を推進し、夕暮れ時のライトの早期点灯や反射材用品の着用など安全な利用に努める。</li> </ul>
学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自転車は車両であり、道路を通行するときは原則、車道を通行するなど「自転車安全利用五則」を周知し、自転車利用時のスマートフォン等を使用した「ながら運転」の禁止やヘルメット着用等を指導する。</li> <li>● 交通安全指導員やPTA等と協力して、児童や生徒に対する登下校時の街頭指導や自転車教室等を開催し、自転車の安全利用に係る指導を推進する。</li> <li>● 児童・生徒に対して、自転車の点検整備と乗車用ヘルメットの着用指導、自転車損害賠償保険等への加入促進を図る。</li> </ul>
職場	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 従業員に対して自転車利用時のヘルメット着用と自転車損害賠償保険等への加入の促進を図るとともに、「自転車安全利用五則」を活用した交通安全教育を行うなど、自転車利用時の交通ルールについて指導し、自転車の安全利用を推進する。</li> </ul>

### 自転車の主な違反と罰則について





# 3

## 夕暮れ時と夜間の交通事故防止

### 推進目的

交通事故は、16時から20時の時間帯に最も多く発生しており、一日の中で一番起こりやすい時間帯となっている。

夕暮れ時から夜間における歩行者等に対しては、交通安全講習や広報媒体を活用して、歩行者等への反射材用品の普及、利用促進を図る。

また、運転者に対しては、夕暮れ時の前照灯の早期点灯と夜間走行時の走行用前照灯(ハイビーム)・すれ違い用前照灯(ロービーム)の適切な活用と有効性等を広報啓発し、夕暮れ時から夜間の交通事故防止を図る。

推進主体	推進事項
運 転 者 (二輪車含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 視認性が低下する夕暮れ時の交通事故を防止するため、日没30分前には前照灯を点灯する。 (各月の日没時刻→P17夕暮れ時の早期点灯運動実施要領参照)</li> <li>● 夜間走行時の走行用前照灯(ハイビーム)、すれ違い用前照灯(ロービーム)の切替を積極的に活用する。</li> <li>● 夕暮れ時や夜間は歩行者や自転車の視認が遅れるので、昼間より速度を落とし、周囲に気を配った安全運転に努める。</li> </ul>
歩 行 者 自 転 車 利 用 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 夕暮れから夜間は、「車から見えにくい」ことを意識し、外出時は明るい色(白・黄色等)の服装を心掛け、反射材用品の着用とライトの携行など、自己の存在を目立たせる。</li> <li>● 自転車は前照灯を点灯し、反射器材等を取付ける。</li> </ul>
県 市 町 村 警 察 交 通 安 全 協 会 関 係 機 関 ・ 団 体	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 夕暮れ時の前照灯の早期点灯と、夜間走行時の走行用前照灯(ハイビーム)、すれ違い用前照灯(ロービーム)の適切な活用について、広報啓発を徹底し周知に努める。</li> <li>● 反射材用品等の視認効果や使用方法等について理解を深める参加・体験・実践型の交通安全講習会等を開催する。</li> <li>● 街頭指導や訪問活動等を通じて、高齢歩行者・自転車利用者等に対する反射材の配布活動や交通安全指導を推進する。</li> </ul>
警 察	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 無灯火の車両に対する指導取締りを推進する。</li> <li>● 歩行者や自転車利用者に対して反射材用品の着用や前照灯の点灯について街頭指導を実施する。</li> </ul>
家 地 庭 域	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域における各種広報媒体(チラシ・回覧板等)を活用し、 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 前照灯の早期点灯や夜間走行時の走行用前照灯(ハイビーム)の適切な活用</li> <li>● 夜間外出時の反射材用品等と明るい色の衣服の着用</li> <li>● 自転車の前照灯の点灯を呼び掛け、事故防止の環境づくりを推進する。</li> </ul> </li> <li>● 反射材用品等の着用による有効性・必要性について話し合い、着用の徹底と習慣化を図る。</li> </ul>

推進主体	推進事項
学 校	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童・生徒に対して、反射材用品や明るく目立つ色の衣服などの着用効果等を理解させる交通安全教育を推進する。</li> <li>● 児童・生徒に対し、反射材用品の着用と自転車通学者に前照灯の点灯及び自転車乗車用ヘルメットの着用を指導する。</li> </ul>
職 場	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 従業員に対し、昼間より速度を落とした安全運転と、前照灯の早期点灯・夜間の走行用前照灯(ハイビーム)、すれ違い用前照灯(ロービーム)の適切な活用について指導を徹底する。</li> <li>● 夕暮れから夜間における視認性の低下や帰宅時間帯の交通事故の実態を周知し、慣れた道路での漫然運転や速度超過の危険性等、また、スマートフォン等を使用等した「ながら運転」の禁止等、交通事故防止について指導する。</li> </ul>

## 車のライトは原則ハイビーム

ライトは、100m先まで光が届く、**ハイビーム(走行用前照灯)**が原則です。

ただし、対向車や先行車がある時などで、他の車両等の交通を妨げるおそれがある場合には、ライトをロービームにしましょう。こまめにライトを切り替え、交通事故を防止しましょう。



### 反射材用品やLEDライトを使用しましょう!

歩行者の皆さんは、夕暮れ時から夜間に外出する時は、**反射材用品やLEDライト**を使用して、運転者にあなたの存在をアピールしましょう。運転者の皆さんは、夕暮れ時や雨天など見通しが悪い時には、早めに**ライトを点灯**し、暗い夜道は**ハイビーム**を活用しましょう。

### 早めのライト点灯・ハイビームの活用



※ロービーム(下向き)にしなければならないのは前走車がいる場合や対向車と行き違う場合。

## 反射材とは?

ここでいう反射材とは、**再帰性の反射(※)**をする素材を指します。

### ※再帰性の反射

自動車前照灯などから出た光が鏡などに当たると、その光はすべて自動車に向けて帰ってくるわけではなく、一部の光は自動車とは違う方向に行ってしまいます。(図1)

図1



ところが、特別な工夫をした素材に自動車の前照灯を当てると、その光はそのまま自動車の方向に戻ってくるので、自動車からはとても明るく光るように見えます。(図2)

図2



これを**再帰性の反射**といいます。

(警察庁HPより)



**夕暮れ時の外出には反射材用品を着用しましょう**

# 4

## 歩行者の安全の確保

(特に横断歩道における歩行者保護の徹底)

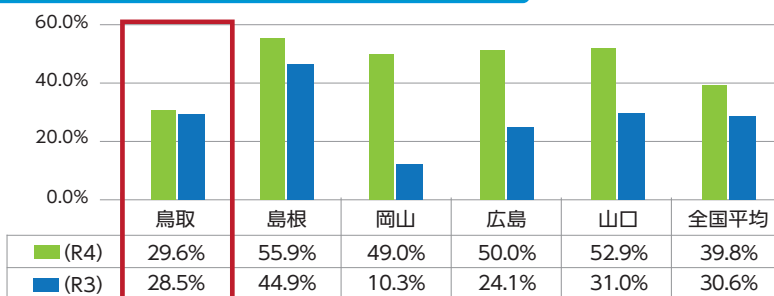
### 推進目的

当県の信号機のない横断歩道における一時停止率は29.6%（令和4年JAF調査）で前年の28.5%から向上したものの、全国平均の39.8%を下回る状況であり、未だに約7割が一時停止していない状況にある。

車両の運転者及び歩行者が横断歩道及び横断歩道付近において、遵守すべき交通ルール・マナーの理解と実践を促進する啓発活動等を推進して、相互の交通安全意識の高揚により交通事故の抑止を図る。

推進主体	推進事項
運 転 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 横断歩道の手前では停止可能な速度まで減速し、横断しようとする歩行者がいる場合は、停止して歩行者を横断させる。</li> <li>● 横断歩道手前で停止した際は、歩行者に対して手を指し示すなど、横断を優先させる合図を行う。</li> </ul>
歩 行 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 道路を横断する際は横断歩道を利用し、信号機のない横断歩道では運転者に手を上げる、手のひらを見せるなど横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始める。</li> <li>● 飛び出しや走行中の車の直前・直後の横断はしないことに加え、横断中も左右の安全を確認する。</li> </ul>
県 市 町 村 警 察 交通安全協会 関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 歩行者に対する「思いやり」の気持ちを持って通行する交通マナーを呼びかける。</li> <li>● 横断歩道等で歩行者等がないことが明らかな場合を除き、停止可能な速度で進行する義務と横断歩道等における歩行者等の優先義務の周知に努める。</li> <li>● ひし型の道路標示の意味の周知及び同道路標示の場所では横断歩道直前で停止可能な速度への減速を啓発する。</li> <li>● 遠隔操作型小型車及び移動用小型車に関する交通ルールについて、その普及状況等に鑑みながら周知に努める。(P11※2を参照)</li> </ul>
警 察	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 横断歩道の道路標識・道路標示が破損、滅失、褪色、摩耗その他の理由により、その効用が損なわれないよう適正な維持管理に努める。</li> <li>● 横断歩行者等妨害等の違反や歩行者の信号無視等の違法行為について、指導取締りの強化期間を設けるなどにより、横断中はもとより、横断しようとする歩行者の保護に資する指導取締りを推進する。</li> </ul>
幼稚園・保育園 学 校	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、信号に従う等の基本的な交通ルールを周知するとともに、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して手を上げる、手のひらを見せるなど、横断する意思を明確に伝えること、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周りに気をつけること等を促す安全教育を推進する。</li> </ul>
職 場	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 従業員に対し、交通安全研修会等の機会をとらえ、横断歩道等で歩行者等がないことが明らかな場合を除き、停止可能な速度で進行する義務があること、横断歩道等においては歩行者等を優先する義務がありこと等の周知に努める。</li> </ul>

信号機のない横断歩道での一時停止率





## ※1 特定小型原動機付自転車及び特例特定小型原動機付自転車について

(令和5年7月1日施行予定)

写真:警察庁資料




	最高速度、 車体の大きさ	運転することが できる者	通行場所	乗車用 ヘルメット	その他
一般原動機付自転車	○最高速度 30km/h	○運転免許(原付 免許)保有者	○車道	○義務 (罰則あり)	○交通反則通告制 度及び放置違反 金制度の対象
特定小型 原動機付自転車  	○最高速度 一般的な自転車の速度 (20km/h)  ○車体の大きさ 長さ190cm×幅60cm ※普通自転車相当	○運転免許不要  ○16歳未満の者は 運転禁止	○車道   ○普通自転車専用 通行帯   ○自転車道 	努力 義務	○交通反則通告制 度及び放置違反 金制度の対象  ○悪質・危険な違反 行為を繰り返す 者には講習の受 講を命令(命令 違反には罰則)
特例特定小型 原動機付自転車	○最高速度 6km/h ○緑色のライトを点滅		○歩道(自転車通行 可の歩道のみ)等 の通行可		

## ※2 遠隔操作型小型車及び移動用小型車について

(令和5年4月1日施行)



写真:警察庁資料

	概要	最高速度、 車体の大きさ	通行場所	ルール	届出制	その他
遠隔操作型 小型車	○人又は物の運 送の用に供する ための原動機を 用いる小型の車 (遠隔操作により 通行させること ができるもの)	○最高速度 6km/h  ○車体の大きさ 長さ 120cm 幅 70cm 高さ 120cm  ※現行の電動車 椅子相当	○歩行者と同じ  ・歩道   ・路側帯 	○歩行者相当の ルールに従う (信号や道路標 識等に従う、横断 歩道の通行等)  ○歩行者に進路を 譲らなければな らない	○遠隔操作型小型車を通行させ ようと場所を管轄する都道府 県公安委員会への事前届出  【届出事項】 ・使用者の氏名等 ・通行する場所 ・遠隔操作を行う場所 ・非常停止装置の位置 ・ロボットの型式・仕様等	非常停止装 置を備える
移動用 小型車	○人の移動の用に 供するための原 動機を用いる小 型の車 (遠隔操作により 通行させること ができるものを 除く)		・道路の右側端 	○歩行者相当の ルールに従う (信号や道路標 識等に従う、横断 歩道の通行等)		身体障害者 用の車以外 のもの

## 5

## 飲酒運転等悪質・危険な運転の根絶

## 推進目的

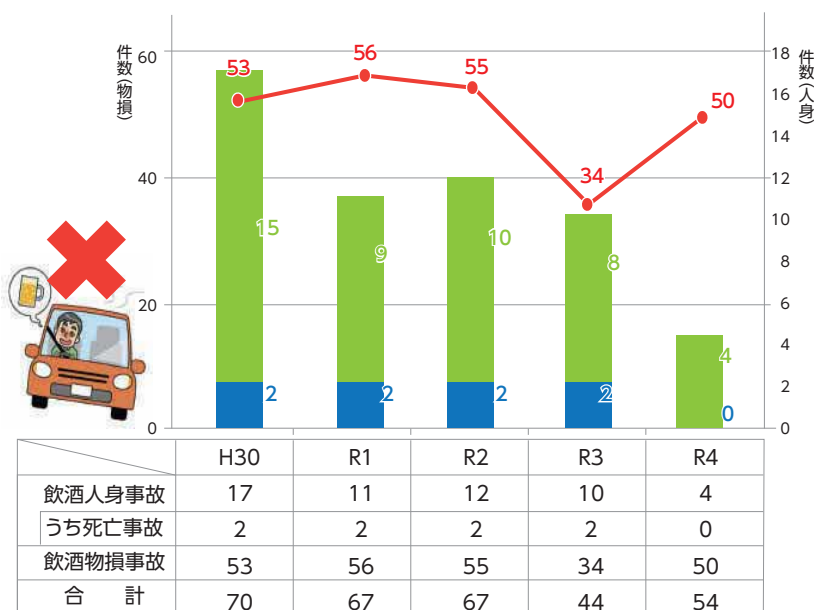
令和4年の飲酒を伴う交通事故の人身事故は6件減少し、死亡事故の発生はなかったものの飲酒物損事故を含む総数は前年から10件増加した。

飲酒運転が、悲惨な交通事故を引き起こす要因となりうる危険で悪質な行為にもかかわらず、いまだに根絶には至っていないことから、飲酒運転をはじめとする妨害運転や「ながら運転」などを根絶するため、職場・地域・家庭等において飲酒運転等の危険性・悪質性を認識し、飲酒運転等をなくす環境づくりの取組等を推進するとともに、地域や酒類提供業者等と連携したハンドルキーパー運動を推進し、飲酒運転等の根絶を図る。

推進主体	推進事項
運転者 (自転車利用者を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 飲酒運転や妨害運転などの危険性・悪質性を認識し、危険な運転は絶対にしない意識を徹底する。</li> <li>● 飲酒を伴う会合等への交通手段は車を使用せず、公共交通機関を利用する。やむを得ず車を使用する場合には、自動車運転代行サービスの利用やハンドルキーパー運動を実践する。</li> <li>● 飲酒した翌日にもアルコールの影響があることを認識し、飲酒量・飲酒時間に配慮し、二日酔い等による飲酒運転を防止する。</li> <li>● 自転車利用者も飲酒運転や妨害運転は絶対にしない。</li> <li>● 妨害運転の原因となる他車の前方への割り込み、頻繁な進路変更などの危険な行為をしない。</li> <li>● 妨害運転や交通事故防止の効果が期待できるドライブレコーダーの導入を検討する。</li> </ul>
周辺者 (同乗者) (車両提供者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 複数で自動車により飲食店に行き飲酒する場合は、「ハンドルキーパー運動」を実践する。</li> <li>● 飲酒をした後に運転をするおそれがある者には、車両を提供しない、また、飲酒運転の車に同乗しない。</li> <li>● 飲酒をした後に運転をするおそれがある者には、飲酒を勧めない。</li> </ul>
県 市 町 村 警察 交通安全協会 関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各種広報媒体等を活用し、飲酒運転事故の悲惨さなどを広報啓発し、飲酒運転の根絶に向けた地域・職場・家庭等における飲酒運転を絶対に許さない環境づくりを促進する。</li> <li>● 関係機関・団体は、地域や飲食店等と協力して街頭活動や飲食店訪問活動等を実施し、飲酒運転根絶に向けた気運を高める。</li> <li>● 視聴覚教材(DVD)や飲酒擬似体験ゴーグル等を活用した、飲酒運転根絶に向けた教育の推進を図る。</li> <li>● 飲食店や酒類販売店等と連携したハンドルキーパー運動の普及促進や広報啓発活動を推進する。</li> <li>● 飲酒運転の危険性・悪質性・飲酒運転事故の悲惨さなどについて広報啓発するほか、飲酒運転を根絶するための運転者教育を促進する。</li> <li>● 妨害運転や運転中のスマートフォン等を使用しながらの「ながら運転」の危険性や悪質性の周知と罰則について広報啓発を推進する。</li> <li>● 妨害運転をしない・させないために「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性について広報啓発を推進する。</li> </ul>

推進主体	推進事項
家地 庭域	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 家庭や地域で飲酒運転の危険性・違法性・飲酒事故を起こしたときの責任の重大性等について話し合い、飲酒運転根絶に向けた環境づくりに努める。</li> <li>● 町内会、地域の行事や各種広報媒体(掲示板や回覧板、有線放送等)を活用し、飲酒運転の危険性や飲酒運転事故の悲惨さなどを啓発し、飲酒運転根絶に向けた気運を高める。</li> <li>● 飲酒を伴う会合等には車で行かないようお互いに声を掛け合い、飲酒運転をしない・させない環境づくりに努める。</li> <li>● 地域や交通ボランティア等と連携し、街頭活動や飲食店訪問活動等を通じて、運転者への酒類提供の禁止や、ハンドルキーパー運動への参加を呼び掛ける。</li> </ul>
職 場	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 朝礼、会議等を利用して、飲酒運転の危険性や悪質性を周知し、飲酒運転防止のための指導を徹底する。</li> <li>● 職場内に飲酒運転の標語やポスターの掲示、また飲酒を伴う会合等ではハンドルキーパー運動やアルコール検知器を活用するなど職場ぐるみで飲酒運転根絶気運を高める。</li> <li>● 一定台数以上の自動車の使用者は安全運転管理者を確実に選任するとともに、安全運転管理者は、法令に基づき以下の取組を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 運転前後の運転者の状態を目視等で確認し、運転者の酒気帯びの有無を確認する。</li> <li>◆ 酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存する</li> <li>◆ アルコール検知器を用いて運転者の酒気帯びの有無の確認を行う</li> <li>◆ アルコール検知器を常時有効に保持する。</li> </ul> </li> </ul>
酒類提供者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 酒類を提供する飲食店は、運転者への酒類提供禁止の徹底とハンドルキーパー運動への参加を呼び掛ける。</li> <li>● 店内に飲酒運転根絶に関するチラシやポスターなどを掲出し、客に対する注意喚起に努める。</li> </ul>

飲酒交通事故発生状況(H30～R4まで)



### ハンドルキーパー運動



自転車で仲間や友人と飲食店などへ行く場合、お酒を飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、その人が自動車の運転をして仲間などを送り届けることです。

職場では



アルコール検知器を用いるなど運転者の酒気帯びの有無を確認

## 【 推進機関 】

鳥 取 県 ・ 市 町 村  
 鳥 取 県 警 察 本 部  
 鳥 取 県 交 通 安 全 協 会  
 鳥 取 県 教 育 委 員 会  
 市 町 村 教 育 委 員 会  
 鳥 取 県 高 等 学 校 長 協 会  
 鳥 取 県 中 学 校 長 会  
 鳥 取 県 小 学 校 長 会  
 鳥 取 県 私 立 学 校 協 会  
 鳥 取 県 P T A 協 議 会  
 鳥 取 県 高 等 学 校 P T A 連 合 会  
 鳥 取 県 市 長 会 ・ 鳥 取 県 町 村 会  
 鳥 取 県 連 合 青 年 団  
 鳥 取 県 連 合 婦 人 会  
 鳥 取 県 森 林 組 合 連 合 会  
 鳥 取 県 老 人 ク ラ ブ 連 合 会  
 鳥 取 県 生 活 衛 生 営 業 指 導 セ ン タ ー  
 鳥 取 県 農 業 協 同 組 合 中 央 会  
 鳥 取 県 漁 業 協 同 組 合  
 日 本 労 働 組 合 総 連 合 会 鳥 取 県 連 合 会  
 鳥 取 県 建 設 業 協 会  
 自 動 車 安 全 運 転 セ ン タ ー 鳥 取 県 事 務 所  
 自 動 車 事 故 対 策 機 構 鳥 取 支 所  
 鳥 取 県 経 営 者 協 会  
 鳥 取 県 レ ン タ カ ー 協 会  
 全 国 農 業 協 同 組 合 連 合 会 鳥 取 県 本 部  
 鳥 取 県 石 油 商 業 組 合  
 鳥 取 県 自 動 車 整 備 商 工 組 合  
 鳥 取 県 軽 自 動 車 協 会

鳥 取 県 地 域 交 通 安 全 活 動 推 進 委 員 連 絡 協 議 会  
 鳥 取 県 指 定 自 動 車 学 校 協 会  
 鳥 取 県 安 全 運 転 運 行 管 理 者 協 議 会 連 合 会  
 鳥 取 県 商 工 会 連 合 会  
 鳥 取 県 医 師 会  
 日 本 赤 十 字 社 鳥 取 県 支 部  
 鳥 取 県 病 院 協 会  
 国 土 交 通 省 鳥 取 河 川 国 道 事 務 所  
 国 土 交 通 省 倉 吉 河 川 国 道 事 務 所  
 鳥 取 県 労 働 局  
 中 国 運 輸 局 鳥 取 運 輸 支 局  
 西 日 本 旅 客 鉄 道 株 式 会 社 米 子 支 社  
 鳥 取 県 ト ラ ッ ク 協 会  
 鳥 取 県 バ ス 協 会  
 鳥 取 県 自 動 車 整 備 振 興 会  
 鳥 取 県 ハ イ ヤ ー タ ク シ ー 協 会  
 鳥 取 県 自 転 車 軽 自 動 車 商 協 同 組 合  
 軽 自 動 車 検 査 協 会 鳥 取 事 務 所  
 鳥 取 県 二 輪 車 普 及 安 全 協 会  
 鳥 取 県 自 動 車 販 売 店 協 会  
 日 本 損 害 保 険 協 会 鳥 取 損 保 会  
 鳥 取 県 生 命 保 険 協 会  
 日 本 自 動 車 連 盟 鳥 取 支 部  
 鳥 取 県 中 小 企 業 団 体 中 央 会  
 若 桜 鉄 道 株 式 会 社  
 鳥 取 県 自 動 車 販 売 整 備 交 通 安 全 協 議 会  
 鳥 取 県 高 速 道 路 交 通 安 全 協 議 会  
 鳥 取 県 銀 行 協 会

## 【 協賛団体 】

朝 日 新 聞 鳥 取 総 局  
 日 本 海 テ レ ビ  
 エ フ エ ム 山 陰  
 株 式 会 社 F M 鳥 取  
 山 陰 中 央 新 報 社  
 T S K さ ん い ん 中 央 テ レ ビ  
 B S S 山 陰 放 送  
 産 経 新 聞 社  
 中 国 新 聞 鳥 取 支 局  
 日 本 経 済 新 聞 社 鳥 取 支 局

新 日 本 海 新 聞 社  
 毎 日 新 聞 鳥 取 支 局  
 読 売 新 聞 鳥 取 支 局  
 い な ば ぴ ょ ん ぴ ょ ん ネ ッ ト  
 株 式 会 社 中 海 テ レ ビ 放 送  
 鳥 取 中 央 有 線 放 送 株 式 会 社  
 日 本 海 ケ ー ブ ル ネ ッ ト ワ ー ク  
 鳥 取 県 ケ ー ブ ル テ レ ビ 協 議 会  
 テ レ ビ 朝 日 鳥 取 支 局  
 D A R A Z F M

(順不同)



## 推進機関・団体が行う推進事項

推進機関・団体	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.年間、各期の交通安全運動、「交通安全にみんなで参加する日」等における活動の推進</li> <li>2.職員等に対する交通安全運動の周知</li> <li>3.職員等に対する交通安全教育の推進</li> <li>4.その他交通安全活動の推進に関する事項</li> </ol>
県	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.各期の交通安全運動等の実施</li> <li>2.交通死亡事故多発警報の発令及び同警報発令に伴う緊急対策の推進</li> <li>3.高齢者交通安全対策事業(交通安全講習)の推進</li> <li>4.交通安全県民大会の開催</li> <li>5.市町村、各推進機関・団体に対する交通安全運動推進の協力要請</li> <li>6.交通事故発生状況等交通安全情報の提供</li> <li>7.その他交通安全活動の推進に関する事項</li> </ol>
市町村	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.住民に対する交通安全運動の浸透と運動参加の呼びかけ</li> <li>2.各推進機関・団体に対する交通安全運動推進の協力要請・指導</li> <li>3.「交通安全教育指針」を活用した交通安全教育の推進</li> <li>4.交通安全施設、通学路などの点検・整備</li> <li>5.交通指導員による街頭指導の強化</li> <li>6.その他交通安全活動の推進に関する事項</li> </ol>
警察	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.高齢者の交通事故防止対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 歩行中・自転車乗用中の高齢者の事故防止対策</li> <li>● 高齢運転者による事故の防止対策</li> <li>● 参加・体験・実践型の交通安全教育の実施</li> </ul> </li> <li>2.歩行者・自転車に対する交通ルールの浸透のための取組の推進</li> <li>3.交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進</li> <li>4.飲酒運転等の根絶に向けた対策の推進</li> <li>5.その他交通安全活動の推進に関する事項</li> </ol>
交通安全協会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.地域に密着した交通安全啓発活動の推進</li> <li>2.「交通安全教育指針」に基づく交通安全教育の推進</li> <li>3.ハンドルキーパー運動の推進</li> <li>4.交通安全子ども・高齢者自転車大会の開催</li> <li>5.反射材用品の普及と着用の促進</li> <li>6.チャイルドシートのレンタル活動の推進</li> <li>7.その他交通安全教育の推進に関する事項</li> </ol>
道路管理者 国土交通省 市町村	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.生活道路における交通安全対策の推進</li> <li>2.通学路の歩道整備等の推進</li> <li>3.高速道路等の早期整備と活用促進</li> <li>4.事故ゼロプラン「事故危険区間重点解消作戦」の推進</li> <li>5.道路情報の提供</li> <li>6.その他交通安全活動の推進に関する事項</li> </ol>
教育委員会 学校 教育関係団体	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.交通安全教育指針に基づく幼児、児童、生徒等に対する交通安全教育の推進</li> <li>2.登下校時の街頭指導と通学路の点検</li> <li>3.自転車の点検整備、正しい乗り方等の指導の徹底、保険加入の普及啓発</li> <li>4.その他交通安全活動の推進に関する事項</li> </ol>
運輸支局 安全運転運行 管理者協議会 県トラック協会 県バス協会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.事業用自動車総合安全プランの推進</li> <li>2.ICT・新技術を活用した安全対策の推進</li> <li>3.自動車の検査及び点検整備の充実</li> <li>4.運行管理の徹底による過積載及び過労運転運行の防止</li> <li>5.運転前後のアルコールチェックによる酒気帯びの有無確認の推進</li> <li>6.横断歩道における歩行者の安全確保の徹底の推進</li> <li>7.その他交通安全活動の推進に関する事項</li> </ol>
指定自動車 学校協会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.教習生及び各種講習の受講生等に対する交通安全教育の推進</li> <li>2.横断歩道における歩行者の優先義務指導</li> <li>3.子どもと高齢者に関連した交通安全教育の推進</li> <li>4.その他交通安全活動の推進に関する事項</li> </ol>
交通安全母の会・ 保護者の会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.通学路における街頭指導</li> <li>2.子どもと高齢者の交通事故防止の推進</li> <li>3.その他交通安全活動の推進に関する事項</li> </ol>

## ① 名称

鳥取県交通マナーアップ運動

## ② 運動の趣旨・目的

交通事故を防止するためには、交通ルールを遵守することは当然のことながら、自動車運転中の早めの合図や、スピードを控えた安全運転、歩きながらのスマートフォンの操作などの危険行為は行わないなど、それぞれの立場での交通マナーを向上させることが不可欠である。

道路を利用する全ての人が、相手の立場を尊重する「思いやり」と「ゆずり合い」の行動を取り、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に努めることにより交通事故防止を図る。

## ③ 推進期間

令和5年4月1日(土)から令和6年3月31日(日)

## ④ マナーアップ強化期間及び強化日

- (1) 2月をマナーアップ強化期間に設定
- (2) 毎月1日・15日(「交通安全にみんなで参加する日」)及び各期の交通安全運動期間中に設定

## ⑤ 推進要領

実施機関・団体	推進要領
県、市町村、警察 県・市町村教育委員会、 交通安全協会、 関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>● この運動が県民総ぐるみで展開されるよう新聞、テレビ、ラジオをはじめ、ウェブサイト、SNS、ケーブルテレビ、懸垂幕、ポスター、チラシなどあらゆる広報媒体を積極的に活用して、この運動の周知キャンペーンを強力に推進する。</li> <li>● この運動を周知するため、マナーアップ強化日には「思いやり」と「ゆずり合い」の実践などを県民運動として展開する。</li> <li>● 交通安全の各種イベント・講習会等の場を活用し、交通マナーの実践と習慣付けを訴える。</li> </ul>
学 校 幼稚園・保育園	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各学校では、学級活動、学校行事等を通じて、交通マナーの向上と習慣付けに努める。</li> <li>● 関係機関・団体、家庭や地域と連携した街頭活動等を通じて、二人乗り、無灯火及び傘差し等に対して適切な指導を行う。</li> </ul>
家 地 職 庭 域 場	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 親が子どもの手本となるよう、常に正しい交通ルールとマナーを実践し、身をもって交通安全の習慣付けに努める。</li> <li>● 子ども、高齢者及び障がい者の安全を守るため、家族・地域ぐるみの交通安全「ひと声」運動、安全を見守る活動等を推進する。</li> <li>● 家庭や地域、職場内で交通安全について話し合うなど「思いやり」や「ゆずり合い」の精神を育成し、交通マナーの向上を推進する。</li> </ul>
運 転 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 安全な速度での運行、右左折・進路変更する場合の早めの合図及び安全確認の励行に努めるとともに、「ゆずり合い」運転に努める。</li> <li>● 自転車、子ども、高齢者及び障がい者の動向に注意し、その安全を守るために速度を落とし、徐行するなどの安全運転を励行する。</li> <li>● 運転中のスマートフォン等の使用や、無理な割り込み・追い越しなど、交通事故を誘発するおそれのある危険な行為は絶対にしない。</li> <li>● 駐停車時(中)はアイドリングストップに努めるほか、急発進や急加速を控えるなど環境に優しい運転を実践する。</li> </ul>

## ① 名称

夕暮れ時の早期点灯運動

## ② 運動の趣旨・目的

年間を通して、16時から18時の夕暮れ時に発生する交通事故が他の時間帯に比べ多くなっている。

夕暮れ時から夜間にかけては、視認性が低下することにより、周囲の安全確保がしにくくなることから、運転者からは歩行者や自転車が発見しにくく、歩行者、自転車からは無灯火の車両が見づらいため交通事故が多発する傾向にある。

このようなことから、全県的に車両の前照灯を日没30分前に点灯する早期点灯と、夜間におけるハイビームの適切な活用を推進し、交通事故の抑止を図る。

## ③ 実施期間

令和5年4月1日(土)から令和6年3月31日(日)

## ④ 前照灯の点灯時刻

前照灯の点灯時刻は、日没時刻のおおむね30分前とするが、日没時刻が季節によって変化するため、右表を目安とする。

季節	前照灯の点灯時刻
春	午後6時ごろ
夏	午後6時30分ごろ
秋	午後5時ごろ
冬	午後4時30分ごろ

## ⑤ 運動の進め方

## (1) 点灯時刻の周知

新聞、テレビ、ラジオ、ウェブサイト、SNS、電光掲示板、広報紙等の各種広報媒体を活用し点灯時刻の広報と周知を図る。

また、毎月1日及び15日の「交通安全にみんなで参加する日」においてもその周知を図る。

## (2) ハイビーム(走行用前照灯)の活用の周知

夜間走行時のハイビーム(走行用前照灯)とロービーム(すれ違い用前照灯)の照射距離の違いや、ハイビームの有効性及び活用法について各種広報媒体を通じて周知する。

## (3) 交通安全運動との連動

この運動を推進するため、各期(春、夏、秋、年末)の交通安全運動期間中には広報啓発を行い、この運動を推進する。

## 令和4年12月別・時間別交通事故発生状況(件数)

交通事故最多発生時間帯

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
0～2時	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1
2～4時	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
4～6時	0	1	0	1	1	1	0	0	1	0	0	2
6～8時	5	7	6	1	8	4	2	1	6	3	5	1
8～10時	10	6	8	8	11	10	8	7	5	13	7	10
10～12時	10	4	6	5	10	7	6	4	3	9	9	7
12～14時	1	4	8	5	7	7	8	7	6	3	8	6
14～16時	4	5	7	3	3	7	7	4	2	7	6	5
16～18時	11	2	6	8	6	6	9	11	6	10	13	14
18～20時	6	9	5	5	6	4	4	5	10	8	11	6
20～22時	2	0	5	4	3	0	2	2	7	1	2	1
22～24時	0	0	0	1	0	1	1	1	1	1	3	3

## 参考 各月の日没時刻

	令和5年						令和6年					
区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
日没時間	18:36	19:00	19:20	19:19	18:53	18:11	17:29	16:57	16:51	17:13	17:44	18:11

※日没時刻は国立天文台情報センターのデータによる鳥取の時刻(各月15日)を掲載。

## ① 名称

横断歩道ストップキャンペーン

## ② 運動の趣旨・目的

「横断歩道は歩行者優先」であることを広く呼びかけ、横断歩道を通行するドライバーは横断歩道手前では停止可能な速度まで減速すること、歩行者は横断する意思を明確に伝えること等を推進し、横断歩道における交通事故の防止を図ることを目的とする。

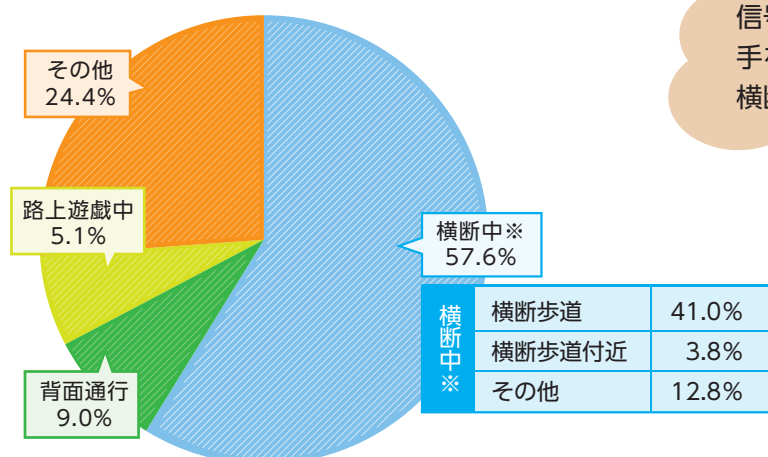
## ③ 実施期間

令和5年4月1日(土)から令和6年3月31日(日)

## ④ 実施要領

実施機関・団体	推進要領
県・市町村・警察 交通安全協会 関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新聞、テレビ、ラジオ、ウェブサイト、SNS、電光掲示板、広報紙等の各種広報媒体を活用し、横断歩道での歩行者がないことが明らかな場合を除き直前で停止可能な速度で進行する義務と横断歩道における歩行者優先義務等の遵守による歩行者保護の徹底について周知する。</li> <li>● ひし型の道路標示の意味の周知及び同道路標示の場所では横断歩道直前で停止可能な速度への減速を啓発する。</li> <li>● 手を上げる、運転者に対して手のひらを見せるなどして運転者に対して横断する意思を明確に伝えること、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周りに気を付けること等を促す交通安全教育を推進する。</li> <li>● 横断歩道手前で停止した際は、歩行者に対して手を指し示し、横断を優先させる合図を行うよう啓発する。</li> </ul>
幼稚園・保育園 学 校	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 横断歩道を渡ること、信号機のある所では、その信号に従うといった歩行者としての基本的な交通ルールを周知する。</li> <li>● 通学路や街頭の横断歩道において、交通安全指導、保護・誘導活動を行う。</li> </ul>
警 察	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 横断歩道の道路標識・道路標示が破損、滅失、褪色、摩耗その他の理由によりその効用が損なわれることのないよう適正な維持管理に努める。</li> <li>● 横断歩行者等妨害等の違反や歩行者の信号無視等の違法行為について、横断中はもとより、横断しようとする歩行者の保護に資する指導取締りを推進する。</li> </ul>
職 場	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業所等における交通安全教育等において、横断歩道付近での歩行者保護義務について周知する。</li> </ul>

令和4年歩行者の事故類型(件数)構成率



信号機のない場所で横断するときは、手を上げるなどして運転者に対して横断する意思を明確に伝えるようにする。





## ① 名称

チャイルドシート使用向上推進運動

## ② 運動の趣旨・目的

自動車乗車中の交通事故発生時において、チャイルドシートの使用は救命及び被害軽減に高い効果を発揮することから、かけがえのない子どもの命を守るため、保護者をはじめとした県民一人一人にチャイルドシート使用の必要性と使用効果及び座席への取り付け方法等について広報啓発し、併せて交通ルールの遵守、正しい交通マナーを実践することにより、チャイルドシートの使用率の向上と交通事故防止を図る。

## ③ 実施期間

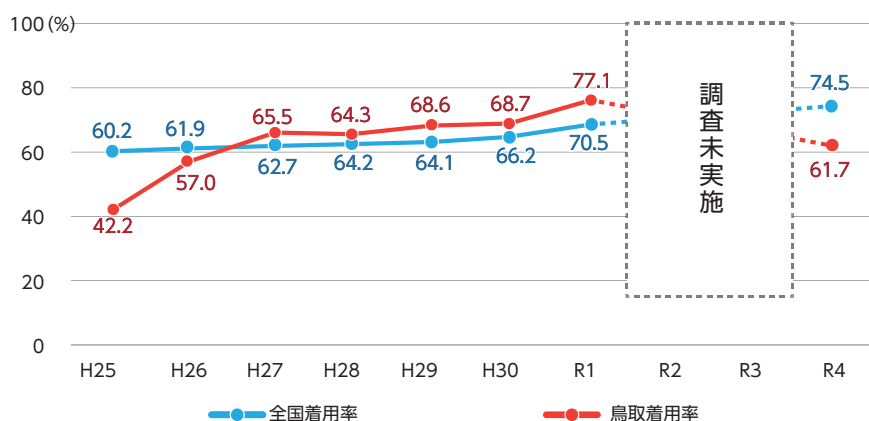
令和5年4月1日(土)から令和6年3月31日(日)

## ④ 実施要領

実施機関・団体	推進要領	
県・市町村・警察 交通安全協会 関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新聞、テレビ、ラジオ、ウェブサイト、SNS、電光掲示板、広報紙等の各種広報媒体を活用し、チャイルドシート使用の必要性と正しい使用を周知することで、チャイルドシートの使用率向上と安全意識の高揚・交通事故防止を図る。</li> <li>● チャイルドシートの安全性能に関する情報提供に努める。</li> <li>● 街頭指導・広報検問等を通じてチラシやリーフレットを配付するなど、チャイルドシートの正しい使用について広報啓発を推進する。</li> </ul>	
幼稚園・保育園	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保護者等に対し、チャイルドシートの使用の必要性と効果を理解させ、車に同乗させるときは必ず使用するよう指導する。</li> </ul>	
家 地 職	庭 域 場	<ul style="list-style-type: none"> <li>● チャイルドシートの必要性と使用効果について家族で話し合い、チャイルドシートの正しい使用を実践し、その習慣化を図る。</li> <li>● チラシや回覧板等を活用し、チャイルドシート使用に関する正しい知識・情報の普及を図る。</li> <li>● 幼児・児童のいる家庭では、チャイルドシートの使用は親の責任であることを自覚し、同乗させるときは必ず使用する。</li> </ul>
運 転 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● チャイルドシートの必要性を認識し、自動車で出かけるときは使用を習慣付ける。</li> <li>● 幼児・児童を同乗させるときは、子どもの発育・成長に応じたチャイルドシート(乳児用、幼児用・学童用)を正しく使用し、その習慣化を図る。</li> </ul>	

チャイルドシート使用状況全国調査(推移)

(警察庁/JAF調査)



## 1 名称

子ども、高齢者及び障がい者への思いやり運転推進運動

## 2 運動の趣旨・目的

交通事故に遭うリスクの高い子どもや高齢者、障がい者等の交通弱者の安全を確保する「人優先」の交通安全思想を基本として、鳥取県支え愛交通安全条例に基づき、ドライバーをはじめとする県民に対し、交通ルールの遵守の徹底を図り「思いやり運転」や「思いやり行動」等の交通マナーの向上を呼びかける。

## 3 実施期間

令和5年4月1日～30日 及び 9月1日～30日

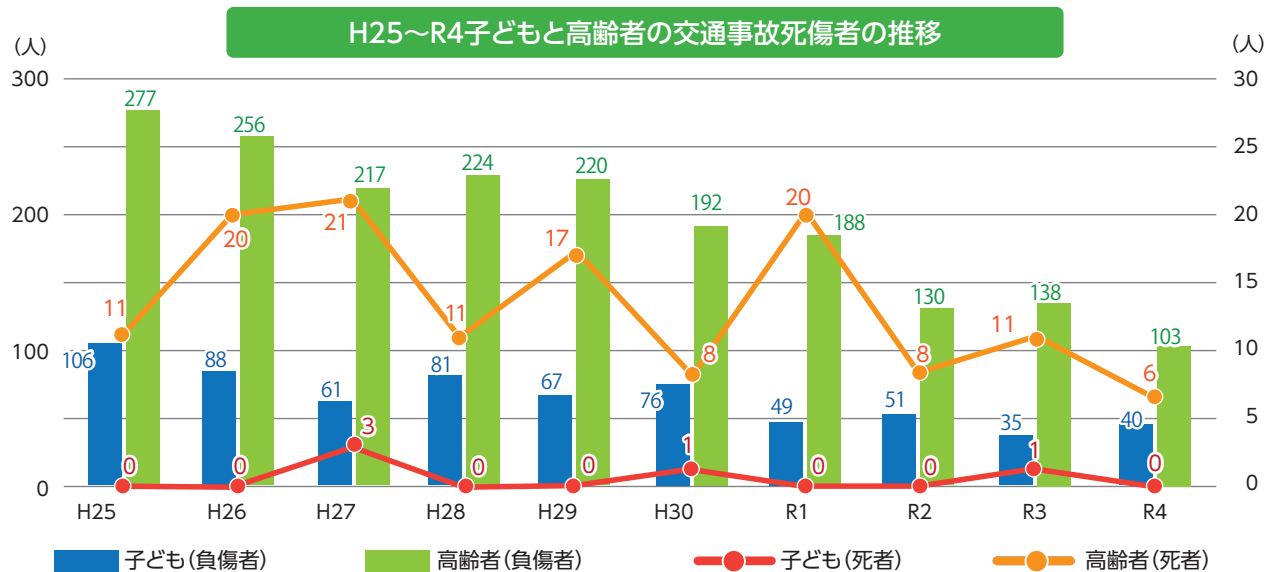
## 4 実施要領

### (1) 安全の確保

道路を通行する全ての子ども、高齢者及び障がい者に対してその安全な通行を妨げないようにするとともに、相手の状態を認識し、それに配慮するなどの思いやり運転を推進する。

### (2) 各種広報媒体を活用した広報啓発

- ① 新聞、テレビ、ラジオ、ウェブサイト、SNS、電光掲示板、広報紙等を活用し、子ども、高齢者及び障がい者に対する「思いやり運転」の推進、横断歩道付近での交通ルールの遵守や交通マナーの向上について広報啓発を図る。
- ② 交通安全の各種講習会等の場を活用し、交通弱者である子ども、高齢者及び障がい者に対する「思いやり運転」や「思いやり行動」について広報啓発活動を推進する。



## ① 名称

飲酒運転根絶！意識改革推進運動

## ② 運動の趣旨・目的

飲酒運転は悪質・危険な犯罪行為であり、ひとたび交通事故を起こせば、死亡事故等の重大事故につながる恐れがあり、社会的にも大きな問題となっているが、毎年、飲酒運転による交通事故が発生しており、未だ根絶に至っていない。

飲酒運転を根絶していくためには、県民一人一人の意識改革と根絶に向けた取組が必要であることから、飲酒運転の危険性を訴える広報啓発活動を重点的に実施し、県民の飲酒運転の根絶気運の高揚を図ることを目的とする。

## ③ 実施期間

飲酒の機会が増える時期

行楽シーズン	4月上旬から5月中旬
猛暑シーズン	8月中
年末年始シーズン	12月中旬から1月中旬



## ④ 実施要領

実施機関・団体	推進要領
市 町 村 県・市町村教育委員会 交通安全協会 関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ケーブルテレビ等地域メディア、ウェブサイト、SNS、テレビ、ラジオ、新聞・広報紙等の広報媒体を活用し、この運動について県民の関心を高める広報啓発を推進する。</li> <li>● 飲酒運転疑似体験ゴーグル等を活用した参加・体験・実践型の飲酒運転体験研修会等を開催する。</li> <li>● 飲酒運転根絶宣言、飲酒運転撲滅キャンペーンを開催する。</li> <li>● 仲間と自動車で飲食店等へ行く場合に、お酒を飲まない人を決め、その人が、仲間を自宅まで送り届ける「ハンドルキーパー運動」を推進する。</li> </ul>
警 察	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 飲酒運転の危険性、交通事故の実態等について積極的に広報するとともに、飲酒が運転等に与える影響について理解を深める交通安全教育を推進する。</li> <li>● 飲酒運転根絶の受け皿としての自動車運転代行業に対して、立入調査・取締り等を行い、健全化による利用者の安全安心利用を図る。</li> <li>● 飲酒運転の根絶に向け、厳正な取締りを推進するとともに、車両等提供、酒類提供及び要求・依頼しての同乗に対する罰則規定の適用を推進する。</li> </ul>
家 地 職	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 家庭、地域、職域で飲酒運転の危険・悪質性について話し合いの場を持ち、飲酒運転根絶意識の高揚を図る。</li> <li>● 事業主や安全運転管理者による飲酒運転根絶のための管理と職場環境づくりを推進する。</li> </ul>
酒 類 提 供 業 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 飲酒運転根絶ポスター、ステッカーなどの掲出により飲酒運転根絶気運を高める。</li> <li>● 自動車を運転してきた客には酒を出さない、飲酒した客には運転させないことを徹底する。</li> </ul>
運 転 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「ひとくちだけ」「これくらい」という甘さを払拭し、絶対に飲酒運転はしないことを徹底する。</li> <li>● 飲酒運転をした人のみならず、同乗者や提供者も罰せられることを認識する。</li> <li>● 二日酔い状態での運転は飲酒運転だということを自覚する。</li> <li>● 自転車利用者も飲酒運転は絶対にしない。</li> </ul>

## 1 名称

自転車の安全利用推進運動

## 2 運動の趣旨・目的

自転車は、通学・通勤をはじめ、レクリエーション等あらゆる場面で子どもから高齢者まで幅広く利用されている。

しかしながら、自転車乗用中の「右側通行」、「信号無視」「一時不停止」「スマートフォン等の使用」など、交通ルール違反やマナーが守られていないことによる交通事故が多発している。

鳥取県支え愛交通安全条例に基づき、自転車利用者の安全確保に向けた取組を推進するため、自転車安全利用五則の周知徹底等、自転車が「車両」として守るべき交通ルールと正しい交通マナーについて広報啓発して、交通事故防止を図るほか、乗車用ヘルメットの着用の徹底や自転車損害賠償保険等への加入促進を行うなど、自転車の安全利用を推進する。

## 3 実施期間

令和5年5月1日(月)から令和5年5月31日(水)

## 4 推進体制の確立

5月1日(月)・5月15日(月) 「交通安全にみんなで参加する日」

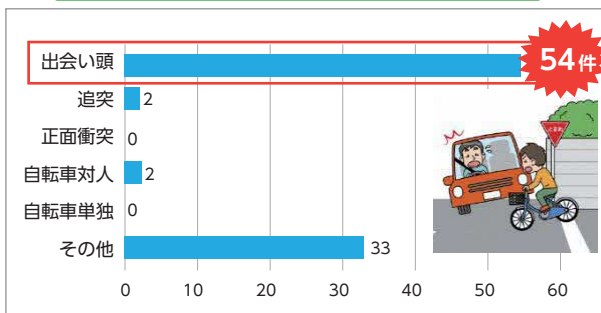
## 5 実施要領

- (1) あらゆる機会を活用した自転車のルールなどについての効果的な広報啓発
  - ア 「自転車安全利用五則」等の活用による自転車の基本的な通行ルールの周知を促すための広報啓発
  - イ 自転車乗用中の交通事故被害軽減のため、全ての自転車利用者に乗車用ヘルメットの着用を促すための広報啓発
  - ウ 交通事故に備えた損害賠償責任保険等への加入を促すための広報啓発
- (2) 参加・体験・実践型の交通安全教育の推進
- (3) 街頭指導の強化

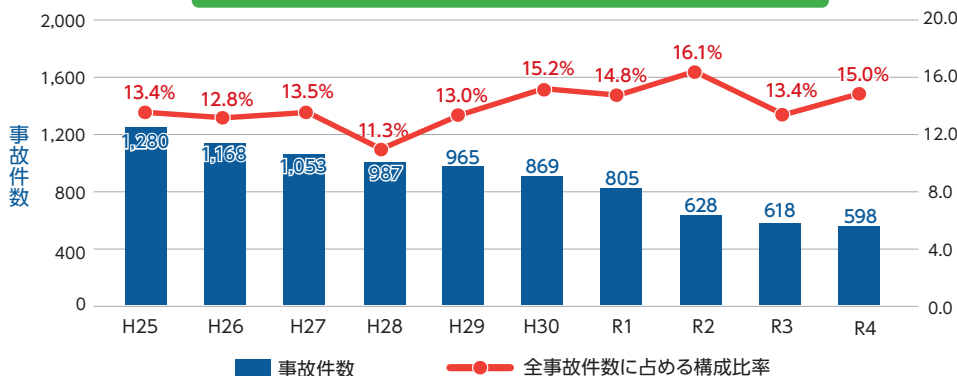
R4年 自転車の交通事故時間帯別発生状況



R4年 自転車の交通事故事故類型



【H25年～R4年 自転車関連事故件数の推移】



自転車事故の割合は近年増加傾向にある



**1 名称**

交通安全にみんなで参加する日

**2 運動の趣旨・目的**

人命尊重と交通事故のない安全で快適な生活環境の確立を基本理念として、この日の活動を強化し、交通安全思想と交通道德の普及を県民運動として取り組み、県民の交通安全参加・実践により一層の促進を図る。

**3 実施期間**

毎月1日・15日とする。

ただし、その日が休日に当たる場合は、その直後の休日以外の日とする。

**4 実施体制の確立**

- (1) 各市町村、市町村交通(安全)対策協議会等においては、関係機関・団体に対して積極的に働きかけを行い、本要領に基づき具体的な実施計画を策定するなど、推進体制を確立するとともに、地域住民に対しては、本運動への自発的参加、実践を働きかけ、地域総ぐるみの運動として展開するものとする。
- (2) 各実施機関は、関連機関等に本運動の趣旨の周知徹底を図り、効果的な実践活動を推進する。

**5 実施要領**

- (1) 広報活動の推進
  - ア 市町村・交通安全協会、それぞれの実施機関発行の機関紙、有線・社内放送、回覧板等各種広報媒体を効果的に活用し、「交通安全にみんなで参加する日」の周知徹底を図る。
  - イ 報道機関の協力を得て、本運動の趣旨の周知徹底を図る。
  - ウ 保護者組織・婦人会・老人クラブ・青年団・幼児交通安全クラブ・P T A・自治会・町内会等あらゆる組織を通じて、家庭、地域、職域ぐるみの参加、実践が図られるよう広報活動を推進する。
- (2) 街頭指導の推進
  - ア 関係機関・団体が連携を密にし、地域住民の協力を得て街頭活動を積極的に行い、特に交通弱者の保護誘導に重点をおいた交通安全指導を行う。
  - イ 保育園・幼稚園、学校関係者は、P T A、交通安全母の会等との合同による登下校時の通園・通学路における交通安全指導を強化する。
  - ウ 歩行者妨害等悪質危険な行為に対する指導取締り活動を強化する。
- (3) 交通安全教育の徹底
  - ア 保育園・幼稚園、学校においては、園児、児童、生徒に対し、「交通安全にみんなで参加する日」の周知徹底を図るとともに、この日を活用した交通安全教育を推進する。
  - イ 官公庁、会社、事業所、団体等においては、放送施設、朝礼、各種会合等あらゆる機会を利用して安全な交通行動の実践を徹底する。
  - ウ 自治会、婦人会、老人クラブ等のあらゆる地域組織を利用した交通安全講習や地域、職域を中心とした交通安全集会等を開催し、地域住民に対する交通安全教育を徹底する。
  - エ 事業主、安全運転管理者、運行管理者等による研修会、講習会の開催、車両点検整備、実技訓練等を実施し、所属職員に対する交通安全教育を徹底する。

(4) 交通安全家族会議等の促進

- ア 日々の新聞、ラジオ、テレビ等で報道する交通事故の原因等を取り上げて話し合い、家族が交通事故の被害者や加害者にならないよう家族ぐるみの話し合いを促進する。
- イ 正しい道路の横断、ヘルメット着用など自転車の安全な利用、自動車で出かける際のシートベルトの着用、飲酒運転追放等の声かけ運動を促進する。

(5) その他交通実態等に応じた対策の推進

- ア 交通安全施設及び交通事故多発地点、路線等に対する点検を行い、道路交通環境の整備に努める。
- イ 学校、職場等に対する自転車の点検整備を促進するとともに、関係機関・団体が一体となった街頭自転車点検を実施し、安全な自転車利用の普及を図る。
- ウ 「安全運転五則」の実践、チャイルドシートとシートベルトの使用(着用)、飲酒運転根絶の徹底、違法駐車等の活動を強化する。
- エ 子ども、高齢者などに対する参加型・体験型の交通安全教育を推進する。
- オ 反射材等交通安全用品の効果の周知と普及、活用を促進する。



● 交通安全について家族会議で話し合い

子ども、父母、祖父母等の各世代がお互いに注意を呼びかけるなど、世代間で交通安全について話し合しましょう。

## 1 目的

この制度は、県下全域又は県下の東部、中部、西部の各ブロックにおいて、交通死亡事故等が短期間集中的に発生した場合、鳥取県交通対策協議会が交通死亡事故多発警報(以下「警報」という。)を発令し、緊急対策を迅速かつ的確に実施することによって、事後の交通死亡事故等を抑止することを目的とする。

## 2 警報の発令者

- (1) 警報の発令者は鳥取県交通対策協議会長(鳥取県知事)とする。
- (2) 警報の発令事務は、緊急対策を迅速に実施するため、副会長である鳥取県警察本部長が行うものとする。

## 3 警報の種別及び対象地域

- (1) 警報の種別は、「全県警報」、「ブロック警報」の2種類とする。
- (2) 全県警報は、県下全市町村の区域を対象に緊急対策を実施する。
- (3) ブロック警報は、次の区分で発令し、ブロック内の関係市町村を対象に緊急対策を実施するものとする。
  - 東部ブロック(鳥取、郡家、智頭、浜村の各警察署管内)
  - 中部ブロック(倉吉、琴浦大山の各警察署管内)
  - 西部ブロック(米子、境港、黒坂の各警察署管内)

## 4 発令の基準

- (1) 警報は、交通死亡事故等の発生が、次の要件に該当したときに、発令するものとする。
  - ア 全県警報
 

県下の2以上のブロックの区域において、1週間におおむね3件以上の交通死亡事故が発生したとき。
  - イ ブロック警報
 

ブロック内の2以上の警察署の区域において、1週間におおむね2件以上の交通死亡事故が発生したとき。
- (2) 前記のほか、鳥取県交通対策協議会長が特に必要と認めたときは、発令することができるものとする。

## 5 緊急対策実施期間

交通死亡事故緊急抑止対策の実施期間は、警報が発令された日から、おおむね10日間とし、その都度設定する。

## 6 警報発令時における緊急対策推進事項

関係機関・団体が連携を密にし、県民運動として

- ① 広報活動の強化
- ② 街頭活動の強化
- ③ 交通事故実態に即応した対策の強化
- ④ 交通指導取締りの強化

の推進を図ることとするが、具体的推進事項については、別紙1(省略)のとおりとする。

## 7 警報の伝達

- (1) 警報の通知は、くらしの安心推進課を通じて各市町村長及び関係機関・団体へ伝達するものとする。
- (2) 各市町村は、関係機関・団体の活動が効果的に推進されるよう警報の伝達システムを確立しておくものとする。

# 北栄町タクシー利用料助成 のご案内

北栄町では、町民の交通利用の確保と負担軽減を目的に、  
タクシー利用券による利用料助成を行っています。



## 利用できる方

町内にお住まいで、使用できる自動車がない方、またはその他（（1）のみの場合を除く）  
運転できない理由がある方で、以下のいずれかに該当する方。

- （1）満65歳以上の方
- （2）身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- （3）運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書の交付を受けている方
- （4）道路交通法第103条第1項第1号から第2号に基づく処分を受けている方

※体調の変化等により一時的に運転ができなくなった方については、公安委員会により（4）の処分を受けた方に限り対象となります。

## 申請から利用まで

**申請場所** 北栄町役場 福祉課（大栄庁舎1階）または、北条支所

### 申請に必要なもの

- ・来庁者の本人確認書類
- ・申請理由を証明するもの（年齢確認書類・身障手帳・運転経歴証明等）
- ・チケット利用者本人と同一世帯員でない方が来庁される場合は、委任状または代理権確認書類（チケット利用者本人の保険証等）

### ご利用方法

- ・料金をお支払いの時に利用券を運転手に渡し、助成分を差し引いた額をお支払いください。※チケットの切り取りは運転手が行います。

### チケットの取り扱いについて

- ・1回の乗車につき1枚利用できます。
- ・利用券は本人のみ利用できます。  
（家族や他人へ譲渡できませんが、チケット利用者との同乗は可能です）
- ・汚損・紛失等された場合は再交付できません。
- ・運転経歴証明書、各種障害者手帳のタクシー運賃割引と併用可能です。
- ・チケットを追加する際は、必ず表紙をご持参ください。
- ・残ったチケットは、次年度の申請時、または不要になった時点でご返却ください。



### 注意事項

間違った利用（利用期限切れのチケットの利用や乗降場所の間違い等）  
が発覚した場合、町負担分を返金していただきますのでご了承ください。

助成の詳細については裏面をご覧ください



# 助成は2種類です

## 1 町内限定300円定額チケット

\*町内利用に限り、片道一律300円で利用できるチケットです。



利用できる区間 **!** 待ち・寄り道・往復はできません

乗降車場所いずれも北栄町内である場合、利用券を利用できます。

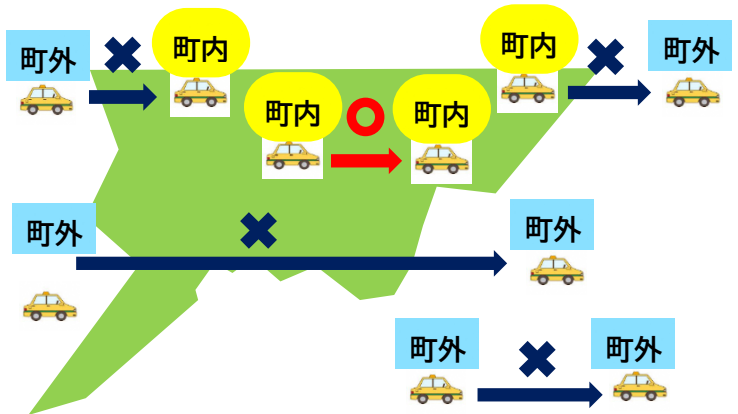
※1度の降車で運賃等を精算することとし、再乗車以降の運賃等を同一の精算としないこと、かつ、乗車地点と降車地点が同一でないことの両条件を満たす利用形態とする。

### ○利用券が使える場合

- ・町内→町内

### ×利用券が使えない場合

- ・町内を通過するだけ
- ・町外→町外 ・町内→町外 ・町外→町内
- ・例1:「自宅⇒役場⇒スーパー」と乗り継いだ場合
- ・例2:再乗車するためにタクシーを待機させ、待ち料金が発生した場合



### 利用券(チケット)について

- ・交付枚数は、年間30枚が上限です。(30枚をまとめて交付し、追加はできません)

## 2 北栄町タクシー利用料助成券

\*片道800円まで助成するチケットです。

### 利用できる区間

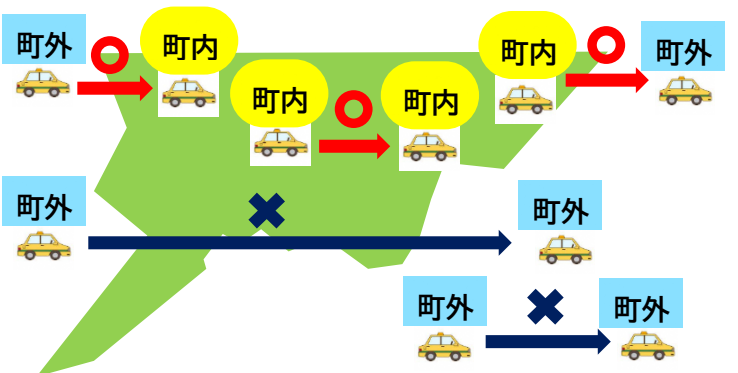
乗降車場所のいずれかが北栄町内である場合、利用券を利用できます。(寄り道も可能です)

### ○利用券が使える場合

- ・町内→町内 ・町内→町外 ・町外→町内

### ×利用券が使えない場合

- ・町内を通過するだけ ・町外→町外



### 利用券(チケット)について

- ・交付枚数は、年間70枚が上限です。(初回交付上限30枚、年間上限内で追加交付可能)
- ・1枚につき**最高800円助成**しますが、利用者も最低300円自己負担となります。

### 【利用できるタクシー会社】

- |                 |                     |               |
|-----------------|---------------------|---------------|
| ●日本交通株 22-7111  | ●日ノ丸ハイヤー(株) 22-3155 | ●倉吉交通 22-1511 |
| ●由良タクシー 37-2110 | ●ことうら交通 27-1636     |               |

【お問い合わせ】北栄町役場福祉課(大栄庁舎1階) TEL: 37-5875(直通) FAX: 37-5339

# 児童の自転車用ヘルメット購入費を 補助します

**対 象** 町内在住の未就学児及び小学生

※令和3年4月から対象を未就学児にも拡大しました。

**対象ヘルメット** SGマークが添付されたヘルメット

**補助額** 購入金額の1/2、上限1,500円

※100円未満の端数は切捨て

## 必要な物

- ・交付申請書
- ・領収書の原本（申請者の氏名の記載のあるもの）
- ・SGマーク適合品であることが分かるもの

# 教育委員会教育総務課へ提出



お問い合わせ先  
北栄町教育委員会教育総務課学校教育室  
電話：0858-37-5870  
FAX：0858-37-3242  
Mail：kyouiku@e-hokuei.net

※補助は1人につき1回限りとし、紛失・破損・盗難等による再購入は補助対象外です。